

令和6年10月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年10月総会議事録

1 日 時 令和6年10月15日（火） 午前9時25分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農地利用集積等促進計画の承認について

(農地中間管理事業に係る利用権2件)

第4号 農業振興地域整備計画の変更について (3件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）

(農地中間管理事業に係る合意解約1件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)

4 出席委員（18人：議席順）

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

3番 岡島 史真

4番 西村 志おり

5番 大田 寛治

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

12番 木村 友則

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

15番 大田 裕美

16番 木村 正雄

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 欠席委員（1名）

6番 河野 八千代

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 6 年 10 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 4 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、9 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 6 年 10 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 18 名、欠席委員は 1 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

13 番、名和田栄治委員、14 番、林弘幸委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 423 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲丁目▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、自宅の敷地に隣接し家庭菜園に便利であり、譲渡人から申し出があったのでこれに応じることとした。譲渡人は、●●

県在住であり、農業後継者もいないことから、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から北西へ約 1.9km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 14 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 4 番

14 番、林です。

10 月 3 日、会長、山本推進委員、事務局と私で現地の確認をいたしました。

申請地は、●●地区に位置します。

事務局から説明がありましたとおりの状況で、面積も小規模ではありますが、この先、放棄地状態になるよりも、譲受人の●●さんが耕作していくのが適切と思われます。

以上のことから、何も問題はないと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに
田、面積は432㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●区●●町▲▲番地▲、●●▲▲号、●●さ
ん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、移住し今まで耕作してきたが、この度、譲
渡人からの申し出を受けることとした。譲渡人は、県外に住んでおり耕作
することが困難なため、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページ
をご覧ください。●●から南西へ約1.5kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項
について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の
規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作される
ものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作
業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全て
を満たしていると考えます。

	以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。
議 長	引き続いて、当地区担当 11 番、林委員、補足説明をお願いいたします。
1 1 番	11 番、林です。 10 月 3 日、大野会長さん、事務局の方、推進委員の磯部さんと私で現地を確認してまいりました。 譲受人の●●さんは、空き家バンクを利用してこちらに住まわれていらっしゃるんですが、最初からこの農地を借りて畑を耕作されておりましたので、所有権が移っても何ら問題はないと思われます。 皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。2 ページをご覧ください。 番号 3。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 184 m²、ほか 10 筆。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●▲▲、●●さん。 譲渡人は、●●市●●町▲番▲号、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、以前より規模を広げて、米、野菜、果物栽培に取り組みたいと考えていたところ、譲渡人からの申し出があったのでこれに応じることにした。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もないことから、家、山林含むすべての財産を譲り渡したいと考えた。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から西南西へ約 360m から南へ約 400m に位置する農地です。

また、7 ページから 10 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、担当の高林です。

10 月 3 日、会長、事務局、推進委員の上野さんと私で現地に行き、確認をしました。

譲渡人の●●さんは、現在は●●市に住んでおられます。

ご高齢のため、また、後継者もないということで、財産を譲受人の●●さんに売ることを決められました。

田の大部分が、家の周辺にあります。草もよく刈ってあり、管理もしっかりされていますので、何も問題はないと思います。

皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

18 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

18番

18番、深水です。

譲渡の理由のところですけど、「以前より規模を広げて」と書いてありますが、この右の欄に書いてある譲受後の面積を見ると、今回の譲受ける面積 6094 m²がそのまま書かれているんですが、「以前より規模を拡大したい」ということは、今まで農地を持って耕作をしていたというイメージになりますから、この表現はどうかのかなと思います。

それともう一点が、この方は現在●●のアパートに住まわれているんですよ。今確認したら、家とか山林とか、全ての財産を譲受けるということが書かれていますけど、そういう中に、農機具なども全て含まれているのかなというところが気になりまして、確認です。

議 長

事務局からお願いいたします。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

この譲受人の●●さんですが、以前から農地は借りて耕作をされていたっしやったということです。

また、有限会社●●の社員さんでもいらっしゃるので、技能についても問題無いと思います。

今回、自作地を取得して農業をしっかり生業としたいというご希望で、この度、農地を取得されるということでございます。

それから機械についても、●●さんのお父様が機械を持っていたっしやいまして、耕うん機 1 台、草刈り機 3 台、軽トラック 1 台、その他手押し除草機 4 台など、諸々お持ちということで、耕作をする上での機械の所有状況については、特に問題はないと考えております。

18番

分かりました。

議 長

他にどなたか質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号4。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は172㎡。
譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、家庭菜園として活用するため農地を取得したい。譲渡人は、耕作が困難になり、後継者もないことから譲受人に譲渡することとした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び11ページをご覧ください。●●から北北西へ約2.2kmに位置する農地です。
また、12ページには公図を添付しております。
ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。
第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。
第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当16番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

16番

16番、木村です。
10月3日、大野会長、事務局3名、推進委員の先野さんと私で、現地調

査をいたしました。

申請地は、●●地区です。

譲受人の●●さんは、空家を購入され、隣接する畑で家庭菜園をしたいとの思いから、今回の申請になりました。

何も問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年10月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は434㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●▲、▲▲号、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

転用の目的は、自己用住宅です。

理由としまして、譲受人は、現在借家に居住しており、今後の生活を考慮して住宅を建築することにした。譲渡人は、現在耕作しておらず今後も耕作する予定がないため、応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び13ページ

をご覧ください。●●から北西へ約 1.0km に位置する農地です。

また、14 ページには公図、15 ページから 17 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、(2) 番、過去に農業公共投資の対象となっている農地で、第 1 種農地に該当します。原則として転用許可はできませんが、本件は、(3) のエ、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、污水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、担当の高林です。

10 月 3 日、大野会長、事務局と推進委員の萩原さんと私で、現地の確認をいたしました。

譲渡人の●●さんは、数年前にお父様が亡くなられて、その後は田を耕作されていませんでしたので、売ることに決められました。

譲受人の●●さんは、自己用住宅を建てる土地を探していたところ、●●さんの土地があったので、ここに建てることにされたそうです。

何ら問題はないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。4 ページをご覧ください。 議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の承認について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。 令和 6 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 令和 6 年 11 月 1 日の公告となります。 中間管理事業に係る利用権設定でございます。 賃貸借のみで、油谷地区が、2 件 4 筆の 12,703 ㎡となります。 詳細につきましては、5 ページ以降をご覧ください。 中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、農用地利用集積等促進計画が農地中間管理事業規定に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。 以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。 (補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

本日、議案第 4 号、番号 1、油谷後畑の案件において、議席番号 5 番、大田委員が該当しておりますので、一時退室いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

(大田委員退室)

議 長

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。7 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 6 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

重要変更、農用地区域からの除外となります。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 1,498 m²、うち、除外面積 1,498 m²、ほか 1 筆です。

申請者は、●●県●●市●●区●●▲丁目▲▲番地、●●▲▲号、●●さん。

除外の理由は、ドッグランの設置です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 18 ページをご覧ください。

申請地は、●●から東へ約 500m に位置する農地です。

また、19 ページには公図を、20 ページには土地利用計画図等を添付しています。

この議案につきましては、申請地が農業振興地域の農用地区域内にある

ことから、今回除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件をすべて満たす必要があります。

ここで、「農地法審査基準」16ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件について、説明をいたします。

1号については、NPO法人●●によるドッグラン開設の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度の対象農地となっておりますが、除外予定であり問題はないと考えられます。

次に、除外後の農地転用については、農地法施行規則第33条第1号が規定する、「第2種農地において、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当し、許可可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、大田委員に代わり、私のほうから補足説明をいたします。

10月3日、事務局、大田寛治委員、濱村推進委員と私で現地を確認いたしました。

申請地につきましては、棚田の景観を見る場所にある一部です。

このドッグランの周辺には花壇がございまして、いろいろな花が植えてありまして、その一部にドッグランということで、犬の運動場というこ

とで、入口に、自分で入場料を払うということで、大きい犬用と小さい犬用の 2 つの施設が設置してあります。これは、事前着工ということで、本日は説明をさせていただきます。

柵田でございますので景観にも問題は無く、他に使い道がないと思われ、反対する理由はないと思いますので、皆様のご意見をお聞きしたいと思っています。

私の補足説明は、以上でございます。

16 番

はい。

議長

はい、どうぞ。

16 番

16 番、木村です。

これは、●●の柵田の景観の中にどういうふうに含まれているんやろうか。

議長

事務局から、場所について詳しく説明していただけますか。

事務局長
補佐

はい、ご説明させていただきます。

議案位置図等添付資料の 18 ページを見ていただけたらと思いますが、今回の申請地につきましては、旧●●小学校の東側にございます。一体になっております。

ちょっと分かりづらいかもしれませんが、●●と書いてある部分から、申請地の一体のエリア全てを、NPO 法人●●の皆さんが柵田景観のエリアとして、いろいろな活動をされているという状況でございます。

16 番

それと、申請者が●●さんになっているんやけど、NPO 法人●●の事業主ということで加わっているんですかね。

事務局長
補佐

はい、この度は地権者さんからの申請があったということでございますが、農振除外の手続きが進みましたら、おそらく、2、3 か月後くらいになるとと思いますが、農地転用の申請が、●●さんと NPO 法人●●の間で提示されると思われます。

16 番

ドッグランということやけど、頭数にもよるんやけど、生き物やから糞尿もあると思うんやけど、それについての処分方法などは、次の段階の申請の時までにはちゃんと説明してもらえるんですかね。

位置図の 20 ページには、簡単に平面図のようなものを書いてあるんやけ

	ど、糞尿処理の場所やらないし、何年続くか分からんけど、糞詰まってくるようなことじゃ大変やろうからね。
事務局長 補佐	そのあたりに関しては、犬の散歩などをされる方っていうのは、糞などは自分で持ち帰ることが基本になっていると思いますので、心配はないのかなと考えております。
16番	分かりました。
議長	他にどなたか、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
17番	はい。
議長	はい、どうぞ。
17番	17番、大汐です。 位置図の20ページの図面では、のり面の様子が分からないのですが、どうなっていますか。加工されているんでしょうか。
事務局長 補佐	のり面はですね、元々ここには2段に分かれて田んぼがありまして、その段差をそのまま生かした高低差のある1つのドッグランとして活用されているという状況です。
11番	分かりました。 私は土木の仕事をしていたので、図面にこういう線があると、記入漏れがあるのかなと気になりました。すみません。
議長	他にどなたか、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
12番	はい。
議長	はい、どうぞ。
12番	12番、木村です。 ここに入る通路はどのくらいの幅ですかね。 昔の耕うん機とか、小さいトラクターが通れるくらいですかね。
事務局長	通路は、だいたい1.5mから2mくらいだと思います。

軽トラでの進入は、難しいと思います。

1 2 番

この図面を見ると、山の真ん中にドッグランがある形になっていて、一般開放をされる際は、料金を取るということで、宣伝等をされたら県外からも柵田を見に来られる人もいる可能性があり、駐車場の事も、さすがに止めることができないようであれば、大変問題になると思いますけど、人が行き来するときに道が通れないようであれば、このドッグランの使い道が、こういう設計にしたのはどういうふうな意図があるのかな、というところがちょっと分かりにくいんですけど。

事務局長
補佐

まあ、柵田を活用するということだと思います。

道については、18 ページを見ていただくと、細い線が申請地につながっているのが分かるかと思いますが、これは道になっていて、来られた人が柵田に沿ってこの道を通して申請地まで歩いて下りていくというふうになっています。

あと、この柵田の北側に、軽トラが入ってこられるような道がつながっており、北側から車が入ってこられるようにはなっています。

事務局長

この北側にため池があって、ため池の周りをぐるっと車で通って回れるようになっているんです。

事務局長
補佐

ハーブを見ながら歩いて下りていくと、ドッグランの場所に行けるという感じでございます。

1 2 番

なるほど、分かりました。

議 長

木村委員、よろしいですか。

1 2 番

ここを見たことがないので、図面を見るだけでは分かりませんでした、場所の様子がよく分かりました。

議 長

他に、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

それでは、大田委員に再度入室していただきますので、しばらくお待ちください。

(大田委員入室)

議 長

引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積442㎡、うち、除外面積442㎡、ほか3筆です。

申請者は、●●市●●▲▲番地▲、●●さん。

除外の理由は、現況証明による非農地化です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び21ページをご覧ください。

申請地は、●●から西へ約1.8kmに位置する農地です。

また、22ページには公図を添付しています。

ここで、「農地法審査基準」16ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件について、説明をいたします。

1号については、現地は既に原野化しており、農用地に供することが困難であると認められる。

2号については、農用地域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後については、現況確認により非農地化が可能であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

引き続き、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 954 m²、うち、除外面積 277 m²、ほか 1 筆です。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。

除外の理由は、事務所兼作業所及び駐車場の建設です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 23 ページをご覧ください。

申請地は、●●から南西へ約 1.2km に位置する農地です。

また、24 ページから 25 ページには公図を、26 ページから 27 ページには土地利用計画図等を添付しています。

ここで、「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について、説明をいたします。

1 号については、事務所兼作業所及び駐車場の建設の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、農地法施行規則第 33 条第 4 号が規定する、「第 1 種農地において、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

1 7 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 7 番

17 番、大汐です。

議案位置図の 24 ページと 25 ページがあるんですが、この 2 枚は隣接し

ているのでしょうか。それとも、離れた場所にあるのでしょうか。

事務局長
補佐

はい、ご説明させていただきます。

ちょっと分かりづらい図面で申し訳ございません。

24 ページの色が塗ってある部分の左下が欠けておりますが、この欠けている部分が、25 ページの図面の色が塗ってある部分になります。

法務局の図面がわかれているので、こんな形になってしまいましたが、一体的なものになります。

17 番

分かりました。

議 長

他に、本件について、質問、ご意見のある方は、いらっしゃいませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

議案につきましては、以上でございます。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。8 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 1、土地現況証明報告でございます。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は畑、面積は 437 m²。

申請者は、●●県●●市●●▲丁目▲番地▲、●●さん。

令和 6 年 10 月 3 日に大野会長、林委員、山本推進委員、事務局とで現地の確認をいたしました。

現地は山林化しており、農地としての復元は困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明をしております。

ほか2件の、現況証明をしております。
報告事項1につきましては、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項1についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。9ページをご覧いただけたらと思います。
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。
農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

通知者ですが、貸付人は、●●県●●市●●区●●町▲の▲の▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地▲、●●株式会社。

土地の所在は、大字●●字●●、▲▲番、地目は田、面積は3,922 m²、
ほか1筆。

令和6年8月26日に、合意解約をしております。

報告事項2につきましては、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項3の説明を、お願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。10ページをご覧いただけたらと思います。
報告事項3、公共工事の施行に伴う農地の転用について、でございます。
番号1。

内容としましては、●●地区市道維持修繕工事施工に伴う工事用道路用地として一時転用するという計画でございます。

令和6年10月3日に受理しております。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項3について説明がございましたが、よろし

いでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたら、お願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。
まず、次回の農業委員会定例総会ですが、令和6年11月11日、月曜日、
9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。
なお、現地調査につきましては、10月31日、木曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡をいたします
ので、ご立会のほど、よろしくお願いをいたします。
最後に、総会終了後に農業委員会だより編集委員会を開催いたします。
大野会長、深水職務代理、女性委員の皆様は、お疲れのところ恐縮です
がこのまま残っていただきますよう、お願いをいたします。
事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時25分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年10月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 名 和 田 栄 治

議事録署名委員 林 弘 幸